

平成21年2月

温室効果ガス等の数値目標の設定について

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局
川崎市環境局地球環境推進室

1

内 容

他都市における目標値の設定状況
(計画に削減目標が設定されているもの)

削減目標値を条例で定めている例

削減目標の設定根拠による相違

目標値設定の考え方

2

I 他都市における目標値の設定状況 (計画に削減目標が設定されているもの)

	タイプ	基準年度	目標年度	内容
埼玉県	総量	1990年	2010年	基準年比6%削減
千葉県	原単位	1990年 (部門に相違)	2010年	家庭：世帯当たりエネルギー使用量10%削減、 業務：床面積当たりエネルギー使用量を5%削減、 産業：製造品出荷額等当たりエネルギー消費量を10%削減 など
東京都	総量	2000年	2020年	基準年比25%削減
神奈川県	総量	1990年	2010年	基準年水準まで削減
さいたま市	原単位	1990年	2012年	一人当たり排出量を基準年比6%削減
千葉市	総量	1990年	2010年	現況年度(2000年度)より約6%削減、かつ可能な限り基準年度を下回る
横浜市	原単位	1990年	2010年	一人当たり排出量を基準年比6%削減
	総量	2004年	2025年	30%以上削減
	総量	2004年	2050年	60%以上削減
川崎市	総量	1990年	2010年	基準年比6%削減
北九州市	原単位	2002年度	2010年度	(CO2排出量について) ・家庭部門：10%削減/世帯 ・業務部門：10%削減/床面積 ・自動車：10%削減/台

3

I 他都市における目標値の設定状況 (計画に削減目標が設定されているもの)

目標設定の特徴

京都議定書の約束期間にあわせて、
2010年を目標としているものが多い

大幅な削減目標を設定しているものもあるが、京都議定書にあわせて、
6%の削減目標を設定しているものも多い

4

Ⅱ 削減目標値を条例で定めている例(No1)

○京都市地球温暖化対策条例（平成16年12月24日）

（本市の当面の目標）

第3条 本市は、平成22年までに、本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成2年の90パーセントに削減することを目標とする。

○京都府地球温暖化対策条例（平成18年3月31日）

（温室効果ガスの削減目標）

第2条 府は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極の目的である気候の安定化に向けて、期間を定めて、府内における温室効果ガスの総排出量の削減の目標を定めるものとする。

2 府は、平成22年度までに、府内における温室効果ガスの総排出量を平成2年度の温室効果ガスの総排出量の90パーセントに削減することを当面の目標とする。

3 府は、前項の目標を達成するに当たり、産業、運輸、民生その他の部門ごとの温室効果ガスの排出の量の削減の目標を、第10条第1項に規定する地球温暖化対策推進計画において定めるものとする。

Ⅱ 削減目標値を条例で定めている例(No2)

○千代田区地球温暖化対策条例（平成19年12月27日）

（対策目標）

第4条 区は、次に定める目標を達成する社会をめざし、区民や事業者と協力しあって、温暖化対策に取り組みます。

(1) 短期目標 2012年までに、京都議定書目標達成計画に定められた業務部門や家庭部門の水準を達成します。

(2) 中期目標 2020年までに、区内の二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減します。

○柏市地球温暖化対策条例（平成19年3月28日）

（削減目標）

第4条 本市における温室効果ガスの排出の量の削減の目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 京都議定書の趣旨を踏まえ、平成20年から平成24年までの間における温室効果ガスの排出の量の1年当たりの平均値を平成2年の温室効果ガスの排出の量と比較して6パーセント以上削減すること。

(2) 本市が従来取り組んできた温室効果ガスの排出の量の削減の目標を踏まえ、平成27年度の温室効果ガスの排出の量を平成12年度の温室効果ガスの排出の量と比較して10パーセント以上削減すること。

2 前項に規定する削減の目標(以下「削減目標」という。)は、達成状況その他社会情勢の変化等を勘案し、適宜見直すものとする。

Ⅲ 削減目標の設定根拠による相違

I 条例

地方公共団体が法令に違反しない限りにおいて制定

○権力的な性質を持つもので住民等の権利義務に係る事項については、法令で定めがある場合を除き、条例で定める(川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(ポイ捨て等を禁止し、過料を課す))

⇒権利義務に係らない事項についても条例で定めることは可能

○首長が提案し、議会での議決が必要(前段でパブリックコメント等を実施)

II 計画

○計画的な行政を推進する上で、地方公共団体が策定

○通常、議会での議決は不要で、首長が策定

Ⅲ 削減目標の設定根拠による相違

I 条例

【メリット】

市長の提案に基づき、議会の議決を得て制定することで、自治体全体の意思として決定される(市長のみの決定ではない)。

【課題】

制定までの手続きに時間を要する。

II 計画

【メリット】

市長の決定により策定でき、柔軟な対応が可能

【課題】

あくまでも市長の機関決定となる

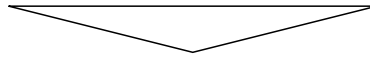
IV 目標値設定の考え方 No1

I 国内外の動向

- 国際的な枠組みに基づき、国の目標を設定し、各種施策を立案
- 2009年12月のCOP15においてポスト京都の枠組みは決定の予定

II 川崎市における温室効果ガス削減の取組

- 川崎市域内の温室効果ガス削減量は、国の各種施策とリンク



具体的な川崎市の目標値については、

- 市の取り組む施策の積み上げなどが必要
- 国内外の動向を注視する必要あり

IV 目標値設定の考え方 No2

課題

➤ 条例で規定する場合、議会の議決を経て決定することの意味は大きいですが、環境変化へ柔軟に対応していくことは困難。

➤ 国内外の動向とともに、川崎市における地球温暖化対策の全体を見ながら、目標値を設定する必要がある

対応の方向性

➤ 目標値については、地球温暖化に関する計画に位置づけることとしてはどうか

